

令和8年度
事業計画書

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

令和8年度事業計画

【基本方針】

本町も人口減少と少子高齢化により、集落や地域での担い手不足や家族構成、地域社会の変容による住民意識の変化がみられます。また、新型コロナウイルス感染症による影響も長引き、支え合いの機能はますます脆弱化しています。

このような状況の中、こども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域で安心して暮らし続けるには「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが必要となってきました。令和6年度から町が主体となり取り組む重層的支援体制整備事業の地域づくり事業、参加支援事業と、地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援体制整備事業を引き続き受託し、さらに令和8年度からは、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を町から受託し、これまでの相談体制をより充実させ、行政など関係機関や町民と一緒にあって、住みよい町づくりのための地域福祉活動を展開していきます。

併せて障がい者自立支援事業のサービス事業は、選ばれる・魅力あるサービスの提供に取り組み、健全経営を目指していきます。

【重点目標】

- 1 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向けた地域づくりと意識の高揚と啓発に取り組みます。
- 2 安心して利用できる福祉サービスの提供に取り組みます。
- 3 適正な法人運営及び障がい福祉サービス事業の健全経営とサービス向上に取り組みます。

【事業内容】

- 1 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向けた地域づくりと意識の高揚と啓発に取り組みます。

集落訪問などの機会を通し地域福祉活動に関する実態把握を行い、地域の課題の共有と町民自らの課題解決に向けた取り組みを支援します。

(1) 集落訪問による実態把握及び関係機関との情報共有（全集落対象）

- ①各集落の区長、福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員などを中心に集落内の福祉の困りごとや課題が解決するよう行政など関係機関と連携をし、情報共有をします。（目標 30集落）

- ②福祉委員・愛の輪協力員の活動を支援します。(研修会3月予定)
 - ③住民の困りごとや福祉課題を住民が主体となり、福祉連絡会(支え愛会議)として定期的に集まり、住民同士の情報共有を行い、集落で見守りや支え合い活動の推進に向け、解決に向けた取り組みの支援をします。
 - ④支え愛マップ(防災福祉マップ)の取り組みへの支援をします。(目標 新規作成5集落、ステップアップ3集落)
 - ⑤支え愛マップの見直しへの支援をします。(目標 7集落)
 - ⑥小・中学生・琴の浦高等特別支援学校、地域へ出向き、福祉出前講座を行います。(目標5回)
 - ⑦生徒・学生など職場体験事業を積極的に受入れ福祉教育の向上に取り組みます。
 - ⑧地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所の設置・運営できるよう生活支援コーディネーターや役場関係課と連携していきます。
- (2) 生活支援体制整備事業による地域づくりへの支援
- ①生活支援コーディネーターを配置し、行政や関係機関、地域住民と連携しながら第1層協議体の運営を支援します。
 - ②町内で行われている様々な世代の集いの場を訪問し、町民のニーズ把握や困りごとに対して、相談支援や必要なサービスのマッチングを行います。
 - ③誰でも気軽に安心して過ごすことのできる場の設置・運営できるよう地域づくり事業と役場関係課と連携していきます。
 - ④地域づくりのためのふれあいいきいきサロンやサークルの立ち上げを支援します。(目標 新規立ち上げ 3団体)
 - ⑤ふれあいいきいきサロンの世話人交流会を開催し、世話人同士の交流とスキルアップを支援します。(交流会開催10月)
 - ⑥認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進のため、認知症の正しい理解の普及啓発や、交流会や研修会を開催します。
- (3) 町民への福祉啓発活動
- ①琴浦町福祉大会を開催し、町民へ福祉の啓発活動を行います。(11月予定)
 - ②広報紙(5月、9月、1月)、ホームページ、SNSを活用して福祉情報を発信します。
- (4) ボランティアセンター運営の充実
- ①ボランティア養成講座を開催します。(8月、1月予定)
 - ②災害時にも強い地域を目指すため、災害ボランティアセンター運営者研修を開催し、平常時から訓練や関係者による意見交換をしながら連携をしていきます。(6月予定)
 - ③夏休みボランティア活動体験事業により小・中学生等の自主的なボランティア活動を応援します。(8月)

2 安心して利用できる福祉サービスの提供に取り組みます。

相談者の抱える悩みや課題に対して、日常生活が継続できるよう支援プランを作成し、必要に応じて関係機関に繋がります。また、家族等の支援を得ることが困難な軽度の認知症や障がいによって、日常生活に不安を抱えている方に対し、日常生活自立支援事業や成年後見事業を実施し関係機関と連携しながら利用者の権利擁護支援に取り組みます。

生活福祉資金（新型コロナ特例貸付）の償還について、借受人へのフォローアップ支援を行います。

(1) ことうらあんしん相談支援センターの充実

①ひきこもり、多重債務、住居喪失、DV 被害、依存症など生活課題を抱えて不安な方の相談を受け、話を傾聴し、直面している課題を整理・把握して支援プランを作成し、自立に向けた支援の提供をします。また必要に応じて生活保護申請や、各関係機関へつなぎ、自立に向けた支援を行います。【新規事業】

②自立相談支援事業等で受けた生活困窮者のうち、家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする方に対して、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることの支援や、家計の状況を「見える化」したうえで、世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・アセスメントなどを行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建に向けた具体的な支援を行います。【新規事業】

③えんくるり事業の実施

一時的に生活が維持できなくなった方へ現物給付による支援をします。

④フードサポート事業の実施

一時的に生活が維持できなくなった方に、町民や事業所からの寄付による食材や食品を提供することで生活が維持できるよう相談や支援をします。

⑤生活用品支援事業の実施（社会福祉法人の公益的取組）

一時的に生活が維持できなくなった方に、町民や事業所からの寄付による生活用品を提供することで生活が維持できるよう相談や支援をします。

⑥学用品・子ども服リユース事業の充実

子どもの就学、子育て支援のため、町内のイベントや乳幼児健診など機会をとらえながら参加し、学用品・子ども服等の提供をします。

(2) 法人後見事業の実施

認知症や障がいのある方の法律行為及び財産管理を法人が後見人として、被後見人の権利や財産等を守ります。

(3) 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託）

認知症や障がいなどにより金銭管理や福祉サービスの利用にあたって、不安のある方を支援します。

(4) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託）

- ①低所得（高齢者・障がい者）世帯へ生活福祉資金の貸付を行います。
- ②生活福祉資金（新型コロナ特例貸付）の借受人の償還の手続きなど借受人に対するフォローアップ支援を行います。

3 適正な法人運営及び障がい福祉サービス事業の健全経営とサービス向上に取り組みます。

(1) 法人運営等

- ①法人運営 理事会（5回）、評議員会（3回）、監査会（2回）の開催
- ②苦情処理第三者委員会の開催（3月）
- ③ボランティアセンター推進委員会の開催（2回）
- ④法人後見運営委員会の開催（1回）
- ⑤日常生活自立支援事業内部審査会の開催（毎月1回）
- ⑥共同募金委員会運営への協力
- ⑦歳末たすけあい事業
小・中学校（養護学校）入学時に児童・生徒へ記念品を贈呈します。
- ⑧福祉団体・ボランティア団体事務支援（8団体）
- ⑨ふれあい交流広場の管理運営
- ⑩災害見舞金の支給
- ⑪祭壇、レクリエーション用具等貸出事業
- ⑫介護ボランティア事業（町委託）
- ⑬法人連絡会（担当者会議）の開催
・町内社会福祉法人による公益的な取り組みの実施に係る情報交換
- ⑭琴浦町地域福祉活動計画の策定（令和9年～令和13年）
・地域福祉計画（行政計画）と一体的な策定をします。
- ⑮老人福祉センター2階バルコニー手摺点検業務（委託）（3ヶ月毎に年4回点検）
- ⑯職員研修等による人材育成（法令研修、BCP研修 ほか）
- ⑰職員会議（年6回予定）

(2) サービス事業の運営

- ① 障がい者自立支援事業の運営
ア 琴浦ふれあい事業所（生活介護事業）

サービス概要	常に介護が必要な障がいのある人に、入浴・排せつ、食事の介助、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。また、機能訓練、創作活動、生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能等の向上と障がい特性に応じた支援を行います。	
定員	20名	
登録者数	18名	
区分ごとの登録利用者数・単価	区分6	10,870円×3名
	区分5	8,080円×4名
	区分4	5,530円×7名
	区分3	4,950円×2名
	区分2	4,500円×2名
加算	専門職配置・看護職員配置・食事提供体制・入浴支援・送迎・重度障害者支援・人員配置体制・福祉、介護職員処遇改善(5.5%)	
年間延利用回数	3,879回	
目標	職員を増員し、新たに利用者の希望に沿った土曜日を開所する事で広域の余暇活動を提供し、社会交流の場の提供や日常生活の充実、利用者満足や利用促進に繋がります。新たに、あいサポートアート活動支援事業の補助金を受け、講師による創作活動を行い、イベント出展により利用者の生きがいや新たな可能性に繋がります。また、理学療法士による機能訓練を提供し、様子を情報発信する事で、リハビリを希望される新規利用の獲得に努めます。併せて、障害サービスシステムの活用で記録や請求業務の負担軽減と業務の効率化を図ります。	
事業収入	38,881,000円/年間	
事業支出	33,972,000円/年間	

イ 琴浦ふれあい事業所 (就労継続支援B型事業)

サービス概要	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、それぞれの能力に合わせた作業内容を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために訓練や支援を行います。意欲的かつ楽しみを持って取り組むことのできる活動を取り入れながら、就労の場の確保と利用者の工賃が増えるよう事業展開をします。
定員	20名
作業内容	軽作業・農園・芝・清掃・イベント・施設外就労・印刷
単価	6,370円/1人

加算	専門職配置・目標工賃達成指導員配置・食事提供体制・送迎・福祉、介護職員処遇改善（6.2%）
平均工賃月額区分	2万円～2万5千円
登録者数	20名
年間延利用回数	4,466回
目標	作業確保、工賃アップのために町内企業や行政へアプローチを継続し、振興センターの協力を受けながら、事業所の顔となる【押しの一品】の完成に向けて、研究・開発を行います。また学校訪問やイベント参加、実習生受け入れや事業所見学を活用し、ご本人やご家族、地域の方々に事業所の周知を図り、新規利用者の獲得に努めます。引き続き土曜日に利用者ニーズに沿った余暇活動を提供し、社会性の習得や日常生活の充実、利用者満足や利用促進に繋がります。併せて、障害サービスシステムの活用で記録や請求業務の負担軽減と業務の効率化を図ります。
事業収入	49,349,000円/年間
事業支出	48,632,000円/年間

ウ 指定特定相談支援事業所

サービス概要	障害福祉サービス等を申請した障がい者・障がい児に、サービス等利用計画の作成及びサービス等利用計画の見直し（継続モニタリング）を行い、日常生活の課題解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り本人や家族の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。
加算	初回・計画相談特地・精神障害体制・行動障害体制・高次脳機能障害体制・要医療児者体制・他11項目は必要時請求
利用者数	108名
目標	利用者の求める暮らしや希望するサービスを把握し、生活介護や就労支援事業所、法人へ情報提供や助言を行います。また、外部へのPRや連携を行い、サービス事業の利用に繋がります。研修等に参加し、より高い専門性を習得します。新たに導入した障害サービスシステムを活用し、業務の効率化を図り、新規利用者の受け入れを行います。
事業収入	5,422,000円/年間
事業支出	5,692,000円/年間

エ 日中一時支援事業所（町委託）

サービス概要	障がい者・障がい児等の日中における活動の場を確保と、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための預かり支援を行います。 児童については、学校終了後や学校の休業日（長期休業）に預かり、サービスを提供します。
定員	10名
登録者数	20名
年間延利用回数	2,123回
目標	単独では収益が見込めないが、卒後に生活介護や就労支援事業の利用に繋がるよう、ご本人、家族と信頼関係を築きます。
事業収入	5,718,000円/年間
事業支出	5,718,000円/年間